別紙様式第７号

確　　　約　　　書

令和　　年　　月　　日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

農業機械研究部門　所長　　殿

コンソーシアム名　：

代表機関名　　　　：

* ***管理運営機関を設置している場合は、***

***管理運営機関***

代表機関住所　　　：

代表者（役職）　　：

（氏名）　　：

△△△△△（コンソーシアム名）（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に対し下記の事項を確約する。

記

１　乙の構成員（以下「乙構成員」という。）は、農研機構農業機械研究部門（以下「甲」という。）からの委託を受けて行うクラスター事業「○○○○○※試験研究計画名」に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、乙の代表機関（※管理運営機関を設置している場合は管理運営機関）を通じて、その旨を甲に報告する。

２　乙構成員は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託事業の成果に係る特許権等を利用する権利を甲に許諾する。

３　乙構成員は、甲が当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

４　乙構成員は、当該特許権等を相当期間（明確な期間を希望する場合には３年間）活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

５　乙構成員は、甲以外の第三者に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合には、合併又は分割により移転する場合、及び次のイからハまでに規定をする場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ　子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

ハ　技術研究組合（技術研究組合法（昭和３６年法律第８１号）に定める法人）がその組合員に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

（注）コンソーシアムの代表機関等は、コンソーシアムを構成する全ての構成員から提出された確約通知書（業務実施要領　様式Ⅲ-２）に基づき、本確約書を農業機械研究部門にご提出ください。確約書を農機研へ提出する代表機関等については、確約通知書を提出する必要はありません。

***※　赤字の部分を修正又は削除の上、提出すること***